

協議第23号

都市建設関係事業について（その3）

都市建設関係事業について承認を求める。

平成21年3月27日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

都市建設関係事業について

- 1 市道の整備（集落内道路の新設・改良）については、5年間の経過措置を設定する。その後、熊本市の例に統一する。
- 2 次の事業については、熊本市の例に統一する。
 - ・道路後退による後退部分の取扱い
 - ・公共下水道受益者負担金

平成21年 4月28日

原案承認

・ 修正承認

・ 継続審議

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 都市建設部会

協議項目	2 建設関係事業	小項目名	03 市道の整備（集落内道路の新設・改良）
------	----------	------	-----------------------

協議内容	集落内道路の新設・改良について
合併協議会協議結果（調整方針）	5年間の経過措置を設定する。その後、熊本市の例に統一する。

制 度 比 較

	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>地元の自治会等の要望に基づき、工事の必要性、地域性を考慮し、市が整備を行っている。</p> <p>熊本市では、道路拡幅に伴う用地の取得について、地権者からの寄付（国庫補助事業及び地方特定道路整備事業を除く）により行っている。</p> <p>ただし、交差点改良及び視距改良工事については、用地買収を行うこともある。</p>	<p>地元の自治会等の要望に基づき、工事の必要性、地域性を考慮し、町が整備を行っている。</p> <p>道路拡幅に伴う用地の取得については、工事要望時に地権者の「用地買収承諾書」を添付し、町独自の用地価格を算定し購入する。</p>
	<p>・ 単独道路新設改良経費</p>	<p>・ 単独道路新設改良費</p>
	<p>平成 17 年度決算 1,015,152 千円</p>	<p>平成 17 年度決算 135,047 千円</p>
	<p>平成 18 年度決算 1,030,907 千円</p>	<p>平成 18 年度決算 85,176 千円</p>
	<p>平成 19 年度決算 1,046,559 千円</p>	<p>平成 19 年度決算 44,136 千円</p>
	<p>・ 単独橋梁整備経費</p>	
	<p>平成 17 年度決算 4,599 千円</p>	
	<p>平成 18 年度決算 18,232 千円</p>	
	<p>平成 19 年度決算 3,728 千円</p>	

相違点と課題	道路用地の取得方法が寄付（熊本市）と買収（城南町）とで相違している。
--------	------------------------------------

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 都市建設部会

協議項目	2 建設関係事業	小項目名	04（道路）道路後退による後退部分の取扱い
------	----------	------	-----------------------

協議内容	道路後退の土地の取扱いについて
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。

制 度 比 較

	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>1. 建築基準法 42 条 2 項道路の道路後退部分の取扱いについては、寄付採納の申し出があれば受納している。</p> <p>なお、分筆・所有権移転登記費用等は全て熊本市で行っている。</p> <p>(登記件数)</p> <p>平成 16 年度： 151 件 平成 17 年度： 98 件 平成 18 年度： 286 件 平成 19 年度： 165 件</p> <p>平成 17 年度決算 10,273 千円 平成 18 年度決算 22,877 千円 平成 19 年度決算 35,801 千円</p> <p>※道路管理経費（経常）公共嘱託登記委託料+里道事務経費の公共嘱託登記委託料</p>	<p>1. 建築基準法 42 条 2 項道路の道路後退部分の取扱いについては、寄付及び買収も申し出があれば受納している。</p> <p>なお、分筆・所有権移転登記費用等は全て城南町で行っている。</p> <p>買収する価格は、固定資産評価額で決定している。</p> <p>(登記件数)</p> <p>平成 16 年度 6 件 平成 17 年度 16 件 平成 18 年度 1 件 平成 19 年度 12 件</p> <p>平成 17 年度決算 2,277 千円（用地費） 2,186 千円（登記料） 平成 18 年度決算 415 千円（用地費） 204 千円（登記料） 平成 19 年度決算 1,111 千円（用地費） 1,063 千円（登記料）</p>

相違点と課題	道路用地の取得方法が寄付（熊本市）と買収（城南町）とで相違している。
--------	------------------------------------

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 都市建設部会

協議項目	4 下水道事業	小項目名	03 受益者負担金
協議内容	受益者負担金について		
合併協議会協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>1. 受益者負担金額 200 円/㎡</p> <p>2. 施行年月日 S51 年 4 月 1 日</p> <p>3. 負担金の徴収猶予の有無 有り</p> <p>4. 負担金の減免制度の有無 有り</p> <p>5. 納入方法 ①最寄の金融機関(分割払いのみ口座振替は有り) ②一括納付及び 3 年間×年 4 回の分割均等払い有り ③一括納付の報奨金制度無し</p> <p>6. データ処理 市独自電算システム(富士通)</p> <p>平成 17 年度決算 197,357 千円 平成 18 年度決算 303,160 千円(一括調定のため) 平成 19 年度決算 173,962 千円</p>	<p>1. 受益者負担金額 基本額 110,000 円 + 地積額 100 円/㎡</p> <p>2. 施行年月日 H10 年 4 月 1 日</p> <p>3. 負担金の徴収猶予の有無 有り</p> <p>4. 負担金の減免制度の有無 有り</p> <p>5. 納入方法 ①最寄の金融機関(分割払いのみ口座振替は有り) ②一括納付及び 5 年間×年 4 回の分割均等払い有り ③一括納付の報奨金制度有り</p> <p>6. データ処理 町独自電算システム(富士通)</p> <p>負担金 平成 17 年度決算 22,921 千円 平成 18 年度決算 28,944 千円 平成 19 年度決算 25,918 千円</p> <p>地区外流入分負担金 平成 19 年度決算 3,846 千円</p>
相 違 点 と 課 題	<p>城南町においては基本額+地籍額(ただし個人の有する土地について 500 ㎡を超える部分について徴収猶予)負担金額の相違により、800 ㎡(個人住宅に限る)以下の土地面積については、熊本市が低額となり、800 ㎡(個人住宅に限る)以上の土地面積については、熊本市が高額となる。また、一括納付の報奨金制度は城南町のみ有している。</p>	